



## 後見制度について

少し前、後見人の業務上横領 について問題になったことがあります。全国で、認知症や知的・精神障害により判断能力が不十分な方（保護対象者）に代わって法律行為等を行う「後見人」が「被後見人」の財産の使い込みをしてしまい、その額が相当なものであったという内容でした。

「後見人」や「後見制度」という言葉は聞いたことがあるけれど、正確な内容まではご存じない方もいらっしゃるかもしれませんので、今月「後見制度」についてご紹介したいと思います。

### 後見制度の概要

以前は「禁治産・準禁治産制度」により、保護対象者はその旨を戸籍に記載されていました。「後見制度」ではその点が改良され、また 任意後見 と 法定後見 という大きな2つの制度を設け、利用しやすく変更されました。

は将来の判断能力低下に備え、法律行為の支援を受ける内容について公正証書であらかじめ定め、判断能力不十分となった場合に、定めた支援内容について任意後見人が支援する制度です。

また は、既に判断能力が不十分な場合に、その程度によりそれぞれ「補助人・保佐人・後見人」を選任し、必要な法律行為を支援する制度で、家庭裁判所への申立てを行うことから始まります。



### 後見人等の資格

「補助人・保佐人・後見人」になるための特別な資格はありません。未成年者や破産者である等の欠格事由にあたらなければ誰でもなることができ、親族・知人の他に、法律や福祉の専門家・その他の名簿登録者、または福祉関係の公益法人等の中から、家庭裁判所が本人にとって最も適切な人・法人を選任します。

問題となった「横領」を防ぐためにも、近年では専門家による受任の必要性が増しています。また複数の「補助人・保佐人・後見人」や、その職務についての監督人が選任される場合もあります。

### 受任できる行為

「補助人・保佐人・後見人」にはそれぞれ受任できる行為について範囲が定められています。

次表で、法定後見制度における「補助・保佐・後見」について、要件や代理権付与の範囲等をまとめてみましたので、参考になさってください。

	補助	保佐	後見
名称	補助人	保佐人	成年後見人
本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
対象者の判断能力	不十分	著しく不十分	常態として不十分
開始手続 (請求権者) (本人の同意)	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長 成年後見人・任意後見受任者・検察官 等		
同意権・取消権 (付与の範囲)	同意必要	同意不要	
(付与の審判) (本人の同意)	審判必要	審判不要	
同意権・取消権 (付与の範囲)	特定の法律行為(申立ての範囲内)	左記に加え重要な法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
(付与の審判) (本人の同意)	審判必要	審判不要	
同意権・取消権 (付与の範囲)	同意必要	同意不要	
代理権 (付与の範囲)	特定の法律範囲 (申立ての範囲内)		財産に関するすべての法律行為
(付与の審判) (本人の同意)	審判必要	審判不要	
(付与の審判) (本人の同意)	同意必要	同意不要	

### 手続・費用等

任意後見制度も法定後見制度も家庭裁判所への審判申立てにより、後見人等(後見監督人等)が選任され、法務局で登記の後、開始されます。

必要期間は状況により異なりますが、法定後見については申立てから後見開始まで3~4ヶ月といわれます。また、費用は診断書・手数料・登記費用等に2万円程度、保佐・後見については別途鑑定費用として5~10万円程度がかかります。

### 制度の利用をお考えの方に

後見制度についての主な相談窓口は、市区町村の福祉課等の他、司法書士会や行政書士会の会員によるサポートセンター、公証役場や公証人連合会等があげられます。また、申立てについては住所地を管轄する家庭裁判所に対応します。

ご自身やご親族の権利・財産を守るため、このような制度について、将来に備えて知識を増やしておくのも良いことではないでしょうか。

(文責：行政書士・社会保険労務士 久保祐子)

